

令和6年度

事業計画書(変更)

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

公益財団法人都市緑化機構

令和6年度事業計画

はじめに

都市の緑を取り巻く社会経済状況は、近年大きく変化している。

自然災害の激甚化・頻発化のみならず、インフラの老朽化の進展、人口減少による地域社会の変化に加え、地球的・国家的規模で気候変動や生物多様性の損失などへの対応が喫緊の課題となっている。

都市の緑は、地域の防災性を向上させるとともに、災害時の避難場所等となることは当然のこととして、平時においても人々の暮らしに潤いと安らぎを与え、にぎわいの場、魅力ある観光資源となり、美しい都市景観を創出する。また、気候変動対応として緩和策や適応策の一つにもなり、生物多様性を保全し、Well-being 向上に資するなどの多様な機能を有する、フェーズフリーのインフラであるといえる。その果たすべき役割に対し国内外にわたり期待が高まっていることから、質・量両面における都市の緑の確保が必要であり、より積極的に、多様な主体がかかわり、多面的に創造していくことが求められている。

その顕れの一つが、環境分野への民間投資の拡大である。例えば、TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosure) は、企業・団体が自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価し、情報開示する枠組みの構築を目指すものであり、ビジネス活動が生物多様性にどのようにかかわっているかを「見える化」し、それを保全するような資金の流れを作り出そうとする取り組みが本格化している。また、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの取り組みも始まっているが、特に都市の緑のネイチャーポジティブ効果は大きいとも言われている。

こうした背景を踏まえ、都市緑化の推進、緑化技術の開発、都市の緑の積極的な保全、民間による緑の創出に対する支援など、従来以上に社会的使命に応えることが必要になっている。

当機構は、人と自然が調和した緑豊かな都市づくりの実現のため、既存事業の必要な見直しを図りつつ、社会的使命に応えるための積極的な事業展開を行う。

併せて、2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会に向けた協力を推進するとともに、多様なステークホルダーとの連携強化を図り、令和6年度において次の事業を実施する。

1 都市緑化推進事業

(1) 都市緑化に関する普及啓発

都市緑化を全国的に推進するため、国民の都市緑化意識の高揚及び都市緑化に

関する知識・技術の普及を目的とした普及啓発活動を実施する。

1) 全国都市緑化フェア

国民の都市緑化意識の高揚を図るため、第41回全国都市緑化かわさきフェア「Green For All KAWASAKI 2024」を川崎市との共催により、富士見公園、等々力緑地、生田緑地を中心に、令和6年10月19日から11月17日の秋期間と令和7年3月22日から4月13日の春期間の2つの期間にわたり開催する。

フェア開催期間中の普及啓発催事の一環として、企業のみどりによる社会貢献活動を顕彰する「みどりの社会貢献賞」を実施するとともに、公益財団法人高原環境財団の協力によるフェア会場内での子どもたちの環境教育や、一般社団法人日本造園建設業協会の主催による「全国造園デザインコンクール」と連携した優秀作品の展示に取り組む。

また、共同研究会等との連携により壁面緑化やグリーンインフラに関する技術の出展展示や技術情報の発信を行う。

加えて、今後の全国都市緑化フェアの開催を予定又は検討している地方公共団体に対し、引き続き情報提供及び事業支援等を実施する。

2) 全国都市緑化祭

全国都市緑化フェアの中心的な行事として、第41回全国都市緑化かわさきフェア秋期間の開催中に国土交通省、神奈川県、川崎市との共催により「全国都市緑化祭」を開催する。

3) 都市緑化キャンペーン及び普及啓発ポスター

国等が主催して、多様な主体の参加によるみどり豊かなまちづくりを推進する「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）及び「都市緑化月間」（10月）における普及啓発活動として、都市緑化普及啓発ポスターを作成し、国、地方公共団体、全国の緑化関係団体、鉄道会社等に配布・掲出する。

また、都市緑化推進運動協力会の事務局として、都市緑化月間中に「都市緑化キャンペーン」を実施する。

4) その他

都市緑化の普及啓発を目的とした、国、地方公共団体、全国の緑化関係団体、学会等が実施する行催事等に対して、後援、協賛及び協力を行う。

(2) 都市緑化に関する顕彰・助成

都市の緑の保全・創出を推進し、緑豊かで潤いのある暮らしやすい都市環境を実現するため、国民、企業、行政等による都市の緑化に関する優れた取り組みに対して顕彰、助成を行う。

特に「緑の都市賞」、「緑の環境プラン大賞」及び「緑化技術コンクール」（旧：屋上・壁面緑化技術コンクール）に係る顕彰等については、緑の保全・創

出に関わる多様な主体がつどい、交流することで、緑豊かなまちづくりに一体となって取り組む「みどりの『わ』」を全国に広げていくことを目的として、緑豊かなまちづくりにおける「事業の実績」・「みどりを創る計画」・「優れた緑化技術」を表彰する「みどりの『わ』交流のつどい」-都市の緑3表彰-として実施する。

1) 都市の緑3表彰

① 緑の都市賞

みどり豊かな都市づくり・まちづくりの推進を目的として、市街地等において「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上、地域社会の活性化等に先進的かつ意欲的に取り組み、良好な事業実績と成果を挙げている市民団体、企業、地方公共団体等を内閣総理大臣、国土交通大臣等によって表彰する第44回「緑の都市賞」を実施する。

② 緑の環境プラン大賞

みどり豊かな都市環境で育まれる人と自然とのふれあいやコミュニティの醸成等を実現することを目的として、みどりを創る優れたプランを国土交通大臣等によって表彰し、そのプランの実現のための助成を行う第35回「緑の環境プラン大賞」を、一般財団法人第一生命財団との共催により実施する。

③ 緑化技術コンクール（旧：屋上・壁面緑化技術コンクール）

建物や人工構造物の屋上や壁面、室内における緑化技術の普及推進や都市環境の改善と豊かな都市生活の実現を目的として、気候変動対策、官民連携による居心地の良い空間づくりやにぎわい創出、2030年ネイチャーポジティブの実現といった様々な社会課題の解決に寄与する優れた緑化技術及び、それら緑化技術を用いた作品を、国土交通大臣、環境大臣等によって表彰する第23回「緑化技術コンクール」を実施する。

令和6年度の実施にあたり、近年の特殊空間における緑化技術の傾向、情勢等を反映し、これまで「屋上・壁面緑化技術コンクール」としていた賞の名称を「緑化技術コンクール（Innovative Green Tech Awards）」に改めるとともに、「屋上緑化部門」「壁面・特殊緑化部門」の2部門の統合し、新たに「緑化施設部門」を設置する。

また、令和5年度に引き続き、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会と連携し2027年に横浜で行われる国際園芸博覧会に向けて海外に発信すべき革新的で将来性のある緑化技術等について応募の実施、表彰を行う。

2) 全国花のまちづくりコンクール

公益財団法人日本花の会、公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会及び一般財団法人日本花普及センターの3団体とともに「花のまちづくりコンクール推進協議会」を構成し、花のまちづくりの優れた取り組みを国土交通大臣、農

林水産大臣等によって表彰する第 34 回「全国花のまちづくりコンクール」を実施する。

3) ユニバーサルデザイン施設普及事業

都市公園等を誰もが支障なく共に利用でき、利用者や地域住民への潤いと安らぎを与えることを目的として、ユニバーサルデザイン施設等で優れた機能を有するものを地方公共団体等に提供する。

また、提供した施設についてのアンケート調査を実施し、利用者の利便性向上のための製品の改善等に努める。

4) まちニワ創出活動助成

みどりによる地域の価値向上を図り、市街地の活性化を図るため、まちなかにおけるみどりの保全や創出に取り組む活動の支援を実施する。

5) その他の助成

近年、頻発化・激甚化する自然災害により被災し疲弊した地域、及び全国各地で社会問題となっている人口減少・高齢化、中心市街地の空洞化等により活力の衰退が深刻化する地域を対象に、花・みどりの提供により景観や生活環境の改善や賑わいの創出など人々の癒しや活力の源となる空間の創出を目的として、地方公共団体へ花苗と花壇用コンテナ等を提供する。

(3) 都市緑化に関する調査、研究、技術開発及びこれらの成果の普及

都市環境の改善やみどり豊かな都市の実現を図るため、共同研究、受託研究、自主研究の方法により、以下に係る調査、研究、技術開発を実施する。

1) 都市緑化による環境の創造、改善に関する調査、研究及び技術開発

2) 都市における新たな緑化空間の創出に関する調査、研究及び技術開発

3) 都市における緑化を推進するための植栽植物の育成、管理に関する調査、研究及び技術開発

4) 国・地方公共団体による都市緑化、企業による緑地創出、市民・企業参加の花と緑のまちづくり等の推進に関する調査及び研究

調査、研究、技術開発の実施にあたっては、都市緑化に係る社会課題や将来へのニーズを幅広く捉え、分野横断的に、共同研究会の連携によるプロジェクトチームを設置するなどの柔軟な取組体制を構築して、調査研究を進めていく。

また、ネイチャーポジティブや Well-being、まちづくり GX、能登半島地震への対応、カーボンニュートラルの推進など、新たな観点から今後の都市緑化技術の在り方を議論する場を設け、中長期的な都市緑化技術開発の目標等について検討

を行い、都市緑化の持続的な発展に道筋をつけていく。

なお、都市緑化に関する調査、研究、技術開発については、日本国内だけでなく海外も対象に行う。特に 2027 年に横浜で開催が予定されている国際園芸博覧会に向け、海外に発信すべき革新的で将来性のある緑化技術等について、調査、研究を行うとともに、当機構が主催として実施する「緑化技術コンクール」（旧：屋上・壁面緑化技術コンクール）において実施する公募、表彰とも連携する。

以上の取り組みにより得られた調査、研究、技術開発の成果については、様々な利用者にとって利便性の高い情報となるよう、ホームページや印刷物により、分かりやすく発信し普及を図る。

（４）都市緑化に関する評価

１）社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）による評価

企業等が実施する緑地の管理運営や整備計画に関する取組みの質的向上及びそれらの支援を図ることを目的に、企業等が保有・管理・整備する緑地について、社会的な価値及び地域環境への貢献度等を「社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）」により評価し、認定を行う。

「社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）」は都市の緑地を客観的かつ体系的に評価、認定することで、都市における緑地の質と量の確保において、一定の成果を見出しており、引き続き都市における緑地の指標としての役割を果たしていくため、評価、認定における各種評価項目、評価基準等の充実を図ることで、都市の緑地の健全な発展を継続的に促進していく。

また、都市の緑と付帯的な関係にある GRESB（国際的な不動産 ESG 投資ベンチマーク）、環境省が提唱する「自然共生サイト」、30by30（2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全を目指す国際的な目標）や OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）などの指標、取り組みとも引き続き、連携を図っていく。

２）都市緑化技術審査証明事業による評価

新しい都市緑化技術の開発と適切な導入による良質で効率的な都市緑化を推進するため、民間企業等において開発された新技術の有効性を公正かつ客観的に審査、証明し、その普及活用を図る都市緑化技術審査証明事業を推進する。

（５）都市緑化に関する人材の育成、情報の収集及び発信、国際協力等

都市のみどりに関わる人材の育成、多様な方法による都市緑化に関する情報の収集と発信、海外諸国との緑化技術等の情報収集・交換等を行う。

１）調査研究活動への支援

民間事業者や大学院生等の若手研究者による都市緑化に関する調査研究等を

奨励するため、優れた研究テーマに対する助成を実施する。

2) 都市緑化技術研修会の開催

都市緑化に係る実務者や技術者の能力向上、都市緑化技術に関する情報の提供及び技術の普及を目的として、都市緑化技術研修会を開催する。

また、研修会の開催に際しては、造園技術者の継続教育の場となるよう造園 CPD 制度（造園及び関連分野の技術者（造園系技術者）に対し、技術者の能力開発を支援し、努力結果を客観的に評価する制度）による造園 CPD 認定プログラムに登録、実施する。

3) 機関誌の発行

地方公共団体、市民、企業等による優れた緑化の取り組み事例や都市緑化技術等に関する最新の情報発信及び調査研究成果の発表の場として機関誌「都市緑化技術」を発行し、全国の造園・環境系の学部などを有する大学、図書館等の多くの閲覧が見込まれる機関・施設等に配布する。

4) 植樹保険制度の活用支援

公共植栽工事において異常気象等により大量枯損した樹木等の植替えを円滑かつ確実に行うことで都市のみどりを保全する植樹保険制度の活用を支援するため、加入手続き事務を行う。

2 緑地保全・緑化支援事業

令和6年11月8日に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号。以下「改正緑地法等」という。）において、積極的・機動的な緑地保全に関する制度の運用に資するため、地方公共団体に代わって緑地の買入れや機能維持増進のための管理等を実施する「都市緑化支援機構」（以下「支援機構」という。）制度が創設され、国において支援機構の指定に伴う公募を実施している。

支援機構の指定に係る手続き等の実施とともに、支援機構指定後に関連する業務を実施することを前提に、令和6年度において法人内における業務体制の構築、事業実施に係る準備を進める。

事業内容については、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「緑地法」という。）に基づき、緑地保全・緑化支援事業として以下を実施する。

(1) 特定緑地・特定土地保全業務

都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「緑地法」という。）及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「古都法」という。）に基づき、都道府県等が特別緑地保全地区及び歴史的風土特別保存地区（以下「特別緑地保全地区等」という。）として指定し、保全して

いる緑地について、都道府県等からの要請があった土地の買入れを行うとともに、買入れた土地の管理及び緑地の有する機能の維持増進を図る事業の実施を行う。

また、改正緑地法等に基づき、買入れた土地の保有期間内（10年を超えない範囲）において都道府県等へ譲渡する。

（２）優良緑地確保支援資金貸付業務

改正緑地法等に基づく「優良緑地確保計画認定制度」に基づき、国土交通大臣が認定した緑地に係る事業を行う民間事業者等からの申請を受け、申請内容について審査を実施し、事業に必要な資金の貸付けを行う。

（３）調査研究等

都市緑地の保全及び緑化支援に関して情報を収集するとともに、出版物及びホームページ等により情報提供を行う。また、これらに関する自主研究、共同研究、受託研究等を実施する。

また、「緑地保全・緑化支援事業」について、ホームページ等において問い合わせ等が可能となる窓口（問い合わせフォーム等）を設置し、緑地の保全及び緑化の推進に関する相談等に対応する。

３ その他

（１）訪問学習等への対応

学生等の都市緑化に関する理解が深まる機会となるよう、当機構を訪問しての校外学習（訪問学習）に協力するとともに、要請に応じて勉強会等へ講師等として出向き、都市緑化の意義等の普及に努める。

（２）都市緑化の活動を推進するための募金活動等

都市緑化を推進するための様々な活動の円滑な展開に向けて、多様な募金活動による寄附の拡大に努めるとともに、寄附しやすい環境づくりのための取り組みを推進する。

また、都市緑化活動推進の財源確保のため、飲料を取り扱う事業者との連携により寄附型自動販売機の設置等を進める。

（３）都市緑化基金等連絡協議会等への協力

全国各地において展開されている都市緑化に関する普及啓発活動及び緑化推進活動の活性化を図るため、地方の都市緑化基金等により構成される都市緑化基金等連絡協議会等の運営に協力する。

(4) 地方公共団体、各種団体等との連携

当機構が進める都市緑化、みどりのまちづくりに関しての事業について、様々な活動の推進、課題解決を図るため、地方公共団体、各種団体等との連携、協力を進める。

4 会議の開催

理事会、評議員会を次により開催する。

- ・令和6年5月：通常理事会
- ・令和6年6月：定時評議員会
- ・令和7年3月：通常理事会

また、臨時理事会、臨時評議員会を必要に応じて開催する。